

令和 6 年第 3 回（ 9 月）

川 口 市 議 会 定 例 会

一 般 議 案

令和6年第3回（9月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第116号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第117号	川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	7
議案第118号	川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例……………	8
議案第119号	川口市立小中学校在り方審議会条例……………	10
議案第120号	川口都市計画事業芝中央沿道第2土地区画整理事業施行規程…	12
議案第121号	工事請負契約の締結について（上青木住宅改築工事（1工区））…	20
議案第122号	工事請負契約の締結について（上青木住宅改築工事（2工区））…	21
議案第123号	工事請負契約の締結について（上青木住宅改築工事のうち電気工事）……………	22
議案第124号	工事請負契約の締結について（上青木住宅改築工事のうち設備工事）……………	23
議案第125号	工事請負契約の締結について（南消防署機能移転に伴う車庫棟新設工事及び横曽根分署改修工事）……………	24
議案第126号	工事請負契約の締結について（青木町公園総合運動場野球場人工芝改修工事）……………	25
議案第127号	財産の取得について（GIGAスクール端末）……………	26
議案第128号	財産の取得について（新学校給食センター整備事業用地）……	27
議案第129号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	28
議案第130号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	30
議案第131号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	31
議案第132号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	32
議案第133号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	33
議案第134号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	35
議案第135号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	36
議案第136号	訴えの提起について（支払督促の申立て）……………	37

議案第 1 3 7 号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）……………	3 8
議案第 1 3 8 号	訴えの提起について（奨学資金貸付金回収金の請求）……………	3 9
議案第 1 3 9 号	和解契約の締結について（学校施設における負傷事故）……………	4 0
議案第 1 4 0 号	埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	4 1
議案第 1 4 1 号	市道路線の認定について（新郷第 3 7 1－2 号線）……………	4 2
議案第 1 4 2 号	市道路線の認定について（芝第 7 8－1 号線）……………	4 3
議案第 1 4 3 号	市道路線の認定について（安行第 5 0－9 号線）……………	4 4
議案第 1 4 4 号	市道路線の認定について（安行第 6 3－5 号線）……………	4 5
議案第 1 4 5 号	市道路線の認定について（安行第 3 3 8－3 号線）……………	4 6
議案第 1 4 6 号	市道路線の廃止について（戸塚第 1 6 4 号線）……………	4 7
議案第 1 4 7 号	令和 5 年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について……………	4 8
議案第 1 4 8 号	令和 5 年度川口市水道事業会計決算認定について……………	4 9
議案第 1 4 9 号	令和 5 年度川口市下水道事業会計決算認定について……………	5 0
議案第 1 5 0 号	令和 5 年度川口市病院事業会計決算認定について……………	5 1
議案第 1 5 1 号	川口市教育委員会委員の任命同意について……………	5 2
議案第 1 5 2 号	川口市公平委員会委員の選任同意について……………	5 3
議案第 1 5 3 号	川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……………	5 4
議案第 1 5 4 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	5 5
議案第 1 5 5 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	5 6

議案第 1 1 6 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正す
る条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づ
く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 6 5 号
）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2 （第 3 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給に関する情報（以下「準生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）による災害弔慰金見舞金の支給又は災害援護資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務（以下「生活保護関係事務」という。）であって規則で定めるもの	重度心身障害者医療費関係情報、障害者福祉手当関係情報、子ども医療費関係情報又はひとり親家庭等医療費関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴	地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号

[illegible]

		費の支給又は障害福祉サービスの提供に 関する事務であつて 規則で定めるもの	
10 市長	市	身体障害者福祉法（ 昭和24年法律第2 83号）による障害 福祉サービス、障害 者支援施設等への入 所等の措置又は費用 の徴収に關する規則 であるもの	準生活保護関係情報であつて規則で定 めるもの
11 市長	市	知的障害者福祉法（ 昭和35年法律第3 7号）による障害者 福祉サービス、障害 者支援施設等への入 所等の措置又は費用 の徴収に關する規則 であるもの	準生活保護関係情報であつて規則で定 めるもの
12 市長	市	障害者の日常生活及 社会生活を送るた めに必要とする自 立支援給付事業に 関する規則である もの	準生活保護関係情報であつて規則で定 めるもの
13 市長	市	川口市障害者福祉 手当支給条例によ る事務に関する規 則であるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 準生活保護関係情報又は障害者関係情 報であつて規則で定めるもの
14 市長	市	川口市重度心身障 害医療費の助成に 関する規則である もの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 準生活保護関係情報、中国残留邦人等 支援給付関係情報、障害者関係情報、 子ども医療費関係情報、ひとり親家庭 等医療費関係情報、国民健康保険給付 関係情報又は後期高齢者医療保険給付 関係情報であつて規則で定めるもの
15 市長	市	母子及び父子並び に寡婦福祉法（昭 和39年法律第129 号）による現に扶 養しつゝいる児童 の養育に關する規 則であるもの	準生活保護関係情報であつて規則で定 めるもの

16 市長	川口市子ども医療費 の支給に関する 条例及び規則 によるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 準生活保護関係情報、重度心身障害者 医療費関係情報又は国民健康保険関係 情報であって規則で定めるもの
17 市長	川口市ひとり親家庭 の医療費の支給に 関する条例及び規則 によるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、 準生活保護関係情報、中国残留邦人等 医療費関係情報、児童扶養手当関係情報、 子ども医療費関係情報又は後期高齢者医療保 給付関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	児童福祉法による 費用徴収に関する 規則によるもの	準生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
19 市長	子ども・子育て支援 法（平成24年法律 第65号）による 保育給付の支給 に関する規則 によるもの	準生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
20 市長	難病の患者に対する 医療等に関する法 （平成26年法律 第50号）による 医療費の支給に 関する規則 によるもの	準生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
21 市長	児童福祉法による 児童慢性特定疾病 医療費の支給に 関する規則 によるもの	準生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
22 市長	予防接種法（昭和2 3年法律第68号） による給付の支給 又は実費の徴収に 関する規則 によるもの	準生活保護関係情報であって規則で定 めるもの
23 市長	母子保健法（昭和4 0年法律第141号） による費用の徴収	準生活保護関係情報であって規則で定 めるもの

		に関する事務であって規則で定めるもの	
24 市長	市	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	市	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	市	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。）の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	準生活保護関係情報であって規則で定めるもの
27 市長	市	市単独住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの

別表第2備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同表備考第6号中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同号を同表備考第5号とし、同表備考第7号中「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付関係情報」に改め、「（平成6年法律第30号）」及び「又は配偶者支援金」を削り、同号を同表備考第6号とし、同表備考第8号を同表備考第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 障害者関係情報 児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報をいう。

別表第2備考第10号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

別表第3の1の項中「生活保護関係事務」の次に「であって規則で定めるもの」を加え、同表2の項中「生活保護関係事務に準ずる事務であって生活に困窮する日本の国籍を有しない者に対するもの」を「準生活保護関係事務であって規則で定めるもの」に改め、同表3の項中「生活保護関係情報等」を「生活保護関係情報又は準生活保護関係情報」に改め、同表に次のように加える。

4 教育 委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	準生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-------------	---	----	-----------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 1 7 号

川口市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川口市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 2 6 0 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 8 号

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 7 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 廃棄物処理手数料の表中

「

特定処理 廃棄物（ 市の処理 施設では 処理を行 わない一 般廃棄物 のうち右 欄に掲げ るものを いう。以 下同じ。 ）	スキー板、ス ノーボード、 サーフボード、 ウィンドサー フィンボード	1 個につき	3 1 0 円	3 1 0 円	スキー板は 2 枚ま でを 1 個とする。
	アコーディオ ンカーテン	1 個につき	3 1 0 円	9 3 0 円	
	スプリングマ ットレス、折 り畳み式ベッ ド、電動式ベ ッド	1 個につき	3 1 0 円	1, 5 5 0 円	

」

を

「

特定処理 廃棄物（ 市の処理 施設では 処理を行 わない一 般廃棄物 のうち右 欄に掲げ るものを いう。以 下同じ。 ）	スキー板、ス ノーボード、 サーフボード、 ウィンドサー フィンボード	1 個につき	3 1 0 円	3 1 0 円	スキー板は 2 枚ま でを 1 個とする。
	アコーディオ ンカーテン	1 個につき	3 1 0 円	1, 2 4 0 円	
	折り畳み式ベ ッド	1 個につき	3 1 0 円	2, 1 7 0 円	
	スプリングマ ットレス	1 個につき	3 1 0 円	3, 4 1 0 円	
	電動式ベッド	1 個につき	3 1 0 円	7, 4 4 0 円	

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定

は、この条例の施行の日以後に処理の申込みを受ける廃棄物に係る廃棄物処理手数料について適用し、同日前に処理の申込みを受けた廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 1 9 号

川口市立小中学校在り方審議会条例

(設置)

第 1 条 市が設置する小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現を図るため、川口市立小中学校在り方審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立学校の適正規模に関すること。
- (2) 市立学校の適正配置に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育環境の整備に関して教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者
- (3) 市民
- (4) 市立学校の校長
- (5) 学校教育関係者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から審議会が第 2 条の諮問に対し最終的な答申を行う日までとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表学校運営協議会の項の次に次のように加える。

小中学校在り方審議会	会 長	日 額	7, 8 0 0 円
	委 員	日 額	7, 2 0 0 円

令和6年9月3日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 0 号

川口都市計画事業芝中央沿道第 2 土地区画整理事業施行規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 費用の負担（第 6 条）
- 第 3 章 土地区画整理審議会（第 7 条—第 1 4 条）
- 第 4 章 地積の決定の方法（第 1 5 条—第 1 7 条）
- 第 5 章 評価（第 1 8 条—第 2 0 条）
- 第 6 章 清算（第 2 1 条—第 2 6 条）
- 第 7 章 雑則（第 2 7 条—第 2 9 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項の規定により川口市が施行する芝中央沿道第 2 地区の土地区画整理事業の施行に関し、法第 5 3 条第 2 項に掲げる事項その他必要な事項を定めるものとする。

（事業の名称）

第 2 条 前条の土地区画整理事業（以下「事業」という。）の名称は、川口都市計画事業芝中央沿道第 2 土地区画整理事業という。

（施行地区に含まれる地域の名称）

第 3 条 事業の施行地区に含まれる地域の名称は、次のとおりとする。

川口市大字芝字峰町、大字芝字塚越田中及び大字芝字辻の各一部

（事業の範囲）

第 4 条 事業の範囲は、法第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する事業とする。

（事務所の所在地）

第 5 条 事業の事務所は、川口市青木 2 丁目 1 番 1 号（川口市役所内）に置く。

第 2 章 費用の負担

第 6 条 事業に要する費用は、次に掲げるものを除き、市が負担する。

(1) 法第 121 条の規定による国庫補助金

(2) その他の負担金、補助金等

第 3 章 土地区画整理審議会

(土地区画整理審議会の設置)

第 7 条 事業を施行するため、川口都市計画事業芝中央沿道第 2 土地区画整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(委員の定数)

第 8 条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10 人とする。

2 前項に規定する委員の定数のうち、法第 58 条第 1 項の規定により施行地区内の宅地の所有者（以下「宅地所有者」という。）及び施行地区内の宅地について借地権を有する者（以下「借地権者」という。）から各別に選挙される委員の数の合計は、8 人とする。

3 第 1 項に規定する委員の定数のうち、法第 58 条第 3 項の規定により市長が土地区画整理事業について学識経験を有する者から選任する委員の数は、2 人とする。

(委員の任期)

第 9 条 委員の任期は、5 年とする。

(立候補制)

第 10 条 法第 58 条第 1 項の規定により選挙すべき委員は、候補者のうちから選挙する。

(予備委員)

第 11 条 審議会に、宅地所有者から選挙される委員及び借地権者から選挙される委員についての予備委員をそれぞれ置く。

2 予備委員の数は、それぞれ宅地所有者から選挙すべき委員又は借地権者から選挙すべき委員の数の半数以内とする。ただし、選挙すべき委員の数が 1 人の場合は、1 人とする。

3 予備委員は、委員の選挙において、当選人を除いて、次条に定める数以上の得票を得た者のうち得票数の多い者から順次定めるものとし、得票数が同じであるときは、市長がくじで順位を定める。

- 4 前項の規定により予備委員を定めた場合においては、予備委員となった者にその旨を通知するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「令」という。）第35条第5項の公告と併せて予備委員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに委員に補充すべき順位を公告するものとする。
- 5 第3項の規定により予備委員として定められた者は、前項の公告があった日において、予備委員としての地位を取得するものとする。
- 6 委員について令第35条第2項の規定により当選人を定めた場合において、その当選人となった者及び既に予備委員である者を除き、次条に定める数以上の得票があった者があるときは、第3項及び第4項の規定により予備委員を新たに定めることができる。
- 7 法第58条の規定により選挙された委員に欠員を生じた場合においては、委員に補充すべき順位に従い、順次予備委員をもって補充するものとする。

（当選人又は予備委員となるために必要な得票数）

第12条 選挙による委員又は予備委員となるために必要な得票数は、当該選挙において選挙すべき委員の数でその選挙における有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の数とする。

（委員の補欠選挙）

第13条 宅地所有者から選挙された委員又は借地権者から選挙された委員の欠員の数が、それぞれの委員の定数の3分の1を超えるに至った場合において、補充すべき予備委員がないときは、それぞれの委員の補欠選挙を行うものとする。

（学識経験委員の補充）

第14条 学識経験を有する者のうちから選任した委員に欠員を生じた場合においては、市長は速やかに補欠の委員を選任する。

第4章 地積の決定の方法

（基準地積の決定）

第15条 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地各筆の地積（以下「基準地積」という。）は、法第55条第9項の規定による事業計画の決定の公告があった日（以下「基準日」という。）現在における登記

簿上の地積とし、基準日現在において登記されていない土地については、市長が実測した地積とする。

（基準地積の更正等）

第16条 宅地所有者又は宅地について所有権以外の権利（処分の制限を含む。次条において同じ。）を有する者は、基準地積が事実と相違すると認めるときは、基準日から60日以内に、実測図及び隣接する宅地の所有者の同意書を添えて、市長に実測確認の申請をすることができる。この場合において、申請人の宅地と申請人と同居する親族の宅地が連続するときは、その全部について申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があるときは、申請人又は申請人及び関係土地所有者の立会いを求めて、当該申請に係る宅地の地積を確認し、その地積が基準地積と相違する場合は、基準地積を更正しなければならない。

3 市長は、基準地積が明らかに事実と相違すると認める宅地及び特に地積について実測する必要があると認める宅地について、その宅地所有者及びその宅地に隣接する土地の所有者の立会いを求めて、その宅地の地積を実測し、その基準地積を更正することができる。

4 市長は、基準日現在において、登記所において地積測量図により実測地積が確認される場合は、当該地積を市長が実測した地積とみなして、基準地積を更正することができる。

5 市長は、道路に囲まれた区域その他適当と認める区域について実測した地積がその区域内の宅地各筆の基準地積を合計した地積を超える場合は、その超える地積を、当該区域内の宅地各筆の基準地積（前条又は前3項の規定による実測の結果定まった基準地積及び登記所において地積測量図により実測地積が確認される宅地の基準地積を除く。）に按分して加えることにより、その基準地積を更正しなければならない。

6 基準日後に分割した宅地の分割後の宅地各筆の基準地積は、分割前の宅地の基準地積を分割後の宅地各筆の登記された地積に按分した地積とする。ただし、分割後の宅地各筆の所有者全員が、連署した書面をもってこれと異なる申出をした場合は、分割前の宅地の基準地積をその申出による割合で按分した地積とするこ

とができる。

(所有権以外の権利の目的となる宅地の地積)

第17条 換地計画において換地について所有権以外の権利の目的となるべき宅地又はその部分及び清算金額を定めるときの基準となる従前の宅地について存する所有権以外の権利の地積は、その登記してある地積（以下「登記地積」という。）又は法第85条第1項の規定による申告に係る地積（地積の変更について同条第3項の規定による届出があったときは、その変更後の地積とする。以下「申告地積」という。）とする。ただし、その登記地積又は申告地積が当該権利の存する宅地の基準地積に符合しないときは、市長がその宅地の基準地積に符合するように按分その他適当と認める方法により定めた地積をもってその権利の基準地積とする。

第5章 評価

(評価員の定数)

第18条 法第65条第1項に規定する評価員の定数は、3人とする。

(宅地の評価)

第19条 従前の宅地及び換地の価額は、市長がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

(権利の評価)

第20条 所有権以外の権利（地役権を除く。以下同じ。）の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価額は、当該従前の宅地及び換地の価額にそれぞれの権利価格の割合を乗じて得た額とする。

2 前項の権利価格の割合は、市長が前条の従前の宅地及び換地の価額、賃貸料、位置、利用状況、取引慣行等を総合的に考慮し、評価員の意見を聴いて定める。

第6章 清算

(清算金の算定)

第21条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその宅地について存する所有権以外の権利の価額に乘じて得た価額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第22条 法第90条、第91条第4項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めないで金銭で清算する場合における清算金の額は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第23条 市長は、前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合においては、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前に、これを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第24条 市長は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が10,000円以上である場合は、それぞれ別表に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算する。

2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

3 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、第2回以降の毎回の納付期限又は交付期限は、前回の納付期限又は交付期限の日から起算してそれぞれ6月を経過した日とする。

4 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の納付額又は交付額は、清算金の総額から第2回以降の納付額又は交付額の総額(利子を除く。)を控除して得た額とし、第2回以降の納付額又は交付額は、清算金の総額を分割回数で除して得た額にその回の利子を加えて得た額とする。

5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、市長は、毎回の納付額又は交付額及び毎回の納付期限又は交付期限を定めて清算金を納付する者又は交付を受ける者に通知するものとする。

- 6 清算金の分割納付を希望する者は、その旨を申し出なければならない。
- 7 清算金を分割納付する者は、未納の清算金の全部又は一部を繰り上げて納付することができる。
- 8 第1項の規定により清算金を分割交付している場合において、市長が必要と認めるときは、交付期限前においても、清算金の全部又は一部を交付することができる。
- 9 市長は、清算金を分割納付する者が納付すべき清算金を納付期限までに納付しないときその他特別の事情があるときは、徴収すべき期限前に、未納の清算金の全部又は一部につき、納付期限を繰り上げて徴収することができる。
- 10 清算金を分割納付する者又は清算金の分割交付を受ける者は、その氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（延滞金）

第25条 法第110条第4項の規定により徴収することができる延滞金は、納付すべき期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、当該督促に係る清算金の額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に年10.75パーセントの割合を乗じて得た額とする。

- 2 前項の延滞金の額が10円未満である場合においては、これを徴収しない。

（仮清算への準用）

第26条 第21条から前条までの規定は、法第102条の規定により仮清算金を徴収し、又は交付する場合について準用する。

第7章 雑則

（所有権以外の権利の申告又は届出の受理の停止）

第27条 令第55条の2において準用する令第3条の規定による換地計画の縦覧についての公告の日から法第103条第4項の規定による換地処分公告の日までの間は、法第85条第4項の規定により、同条第1項の規定による申告又は同条第3項の規定による届出は受理しない。

- 2 令第19条の規定による委員の選挙期日の公告の日から起算して20日を経過した日から令第22条第1項の公告の日までの間は、法第85条第4項の規定に

より、借地権について同条第 1 項の規定による申告又は同条第 3 項の規定による届出は受理しない。

(換地処分の特例)

第 28 条 市長は、必要があると認めるときは、公共施設に関する工事が完了する以前であっても、法第 103 条第 2 項の規定により換地処分を行うことができる。

(委任)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、川口都市計画事業芝中央沿道第 2 土地区画整理事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

別表 (第 24 条関係)

徴収又は交付すべき清算金の総額	分割徴収又は分割交付する期限	分割回数
1 万円以上 5 万円未満	6 月以内	2
5 万円以上 10 万円未満	1 年以内	3
10 万円以上 15 万円未満	1 年 6 月以内	4
15 万円以上 20 万円未満	2 年以内	5
20 万円以上 30 万円未満	2 年 6 月以内	6
30 万円以上 40 万円未満	3 年以内	7
40 万円以上 60 万円未満	3 年 6 月以内	8
60 万円以上 80 万円未満	4 年以内	9
80 万円以上 100 万円未満	4 年 6 月以内	10
100 万円以上	5 年以内	11

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 上青木住宅改築工事（1 工区）
- 2 工 事 場 所 川口市上青木西 5 丁目 1 1 番 1 号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 1, 5 8 1, 8 0 0, 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市青木 2 丁目 5 番 1 0 号

埼玉建興株式会社

代表取締役 武 井 美 親

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 上青木住宅改築工事（2 工区）
- 2 工 事 場 所 川口市上青木西 5 丁目 1 1 番 1 号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 9 5 2 , 7 1 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市並木 3 丁目 2 3 番 2 7 号

株式会社アーバンヤマイチ

代表取締役 松 田 博

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 3 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 上青木住宅改築工事のうち電気工事
- 2 工 事 場 所 川口市上青木西 5 丁目 1 1 番 1 号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 4 6 2 , 3 8 2 , 8 0 0 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市芝下 2 丁目 1 7 番 1 1 号

高山電設工業株式会社

代表取締役 阿 部 憲 夫

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 4 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 工 事 名 | 上青木住宅改築工事のうち設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 川口市上青木西 5 丁目 1 1 番 1 号 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 4 9 7 , 4 9 9 , 2 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 埼玉県川口市仲町 1 8 番 5 号
浅倉・かっぱ特定建設工事共同企業体 |

埼玉県川口市仲町 1 8 番 5 号

株式会社浅倉水道

代表取締役 佐々木 喬

埼玉県川口市上青木 5 丁目 2 番 3 号

かっぱ工業株式会社

代表取締役 浅 香 陽

上記代表者

株式会社浅倉水道

代表取締役 佐々木 喬

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 5 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 南消防署機能移転に伴う車庫棟新設工事及び横曽根分署改修工事
- 2 工 事 場 所 川口市西川口 3 丁目 1 8 番 1 号 他
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 4 7 0 , 8 0 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市朝日 1 丁目 2 6 番 2 6 号
榎本建設株式会社

代表取締役 榎 本 光 洋

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 6 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 青木町公園総合運動場野球場人工芝改修工事
- 2 工 事 場 所 川口市西青木 4 丁目地内
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 4 0 8 , 2 2 9 , 8 0 0 円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市柳崎 5 丁目 2 番 3 3 号

中原建設株式会社

代表取締役社長 中 原 誠

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 7 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 種 別 | G I G A スクール端末 |
| 2 | 納 入 場 所 | 川口市本町 2 丁目 4 番 6 号 ほか 7 9 校 |
| 3 | 納 入 者 | 埼玉県川口市前川 2 丁目 3 2 番 2 号
株式会社スリーウエイ
代表取締役 榑 尚 寛 |
| 4 | 数 量 | 1 0 , 0 0 0 台 |
| 5 | 取 得 価 格 | 6 9 5 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 8 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 財 産 の 種 別 | 土地 |
| 2 | 目 的 | 新学校給食センター整備事業用地 |
| 3 | 所 在 地 | 川口市大字赤山字山王町 7 7 番 2 外 1 2 筆 |
| 4 | 面 積 | 6, 2 2 0 . 8 0 平方メートル |
| 5 | 取 得 価 格 | 2 7 5, 9 6 7, 5 3 1 円 |

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 1 2 9 号

訴えの提起について

一般被保険者返納金、奨学資金貸付金回収金及び放課後児童クラブ利用料に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 A氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金、奨学資金貸付金回収金及び放課後児童クラブ利用料について、返還及び支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金、奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息並びに放課後児童クラブ利用料及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金、奨学資金貸付金回収金及び放課後児童クラブ利用料を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

(2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 130 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

三郷市在住 B 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 395 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 3 1 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 C 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 3 2 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都江戸川区在住 D氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 3 3 号

訴えの提起について

学校給食費及び放課後児童クラブ利用料に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 E 氏

F 氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費及び放課後児童クラブ利用料について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を發した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し学校給食費及び放課後児童クラブ利用料並びにこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費及び放課後児童クラブ利用料を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 3 4 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都足立区在住 G 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 3 5 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 H氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 3 6 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 I 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成 8 年法律第 1 0 9 号）第 3 9 5 条の規定により支払督促又は仮執行宣言の申立てが支払督促を発した簡易裁判所への訴えに移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合には訴訟を提起するため、予め地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 1 3 7 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

大阪府大阪市在住 J 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 138 号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

大阪府交野市在住 K 氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第 1 審又は第 2 審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 139 号

和解契約の締結について

学校施設における負傷事故について、次のとおり和解するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議決を求める。

1 相手方

川口市在住

男 性 16 歳（事故当時 14 歳）

2 和解条項

- (1) 川口市は、上記の者に対し、既払金 51,855 円のほか、本件事故における示談金として、金 61 万円の支払義務があることを認める。
- (2) 川口市は、上記の者に対し、前項の金員を、令和 6 年 10 月 31 日限り、上記の者が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、川口市の負担とする。
- (3) 上記の者は、本件事故に関し、前 2 項に定めるもののほか、名目のいかんを問わず一切の請求権を放棄する。
- (4) 川口市は、本件事故に関する上記の者の加入する共済組合からの求償金請求について、同組合に対し、支払いを行う。
- (5) 川口市及び上記の者は、川口市と上記の者との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 140 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年指令市第 2079 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

議案第 1 4 1 号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
新 郷 第371-2号線	大字東本郷字大塚1641番15地先	大字東本郷字大塚1641番13地先		4. 0	71. 1

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認 定 路 線 位 置 概 図



議案第142号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起点	終点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
芝 第78-1号線	芝塚原1丁目7番2地先	芝塚原1丁目7番28地先		4.0	155.0

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第 1 4 3 号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 50-9 号 線	大字安行慈林字上村中783番16地先	大字安行慈林字上村中778番19地先		5. 0	73. 6

令和 6 年 9 月 3 日 提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認 定 路 線 位 置 概 図



議案第 1 4 4 号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第 63-5 号 線	大字安行慈林字小井戸188番8地先	大字安行慈林字小井戸189番13地先		5. 0	132. 0

令和 6 年 9 月 3 日 提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認 定 路 線 位 置 概 図



議案第 1 4 5 号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により議決を求める。

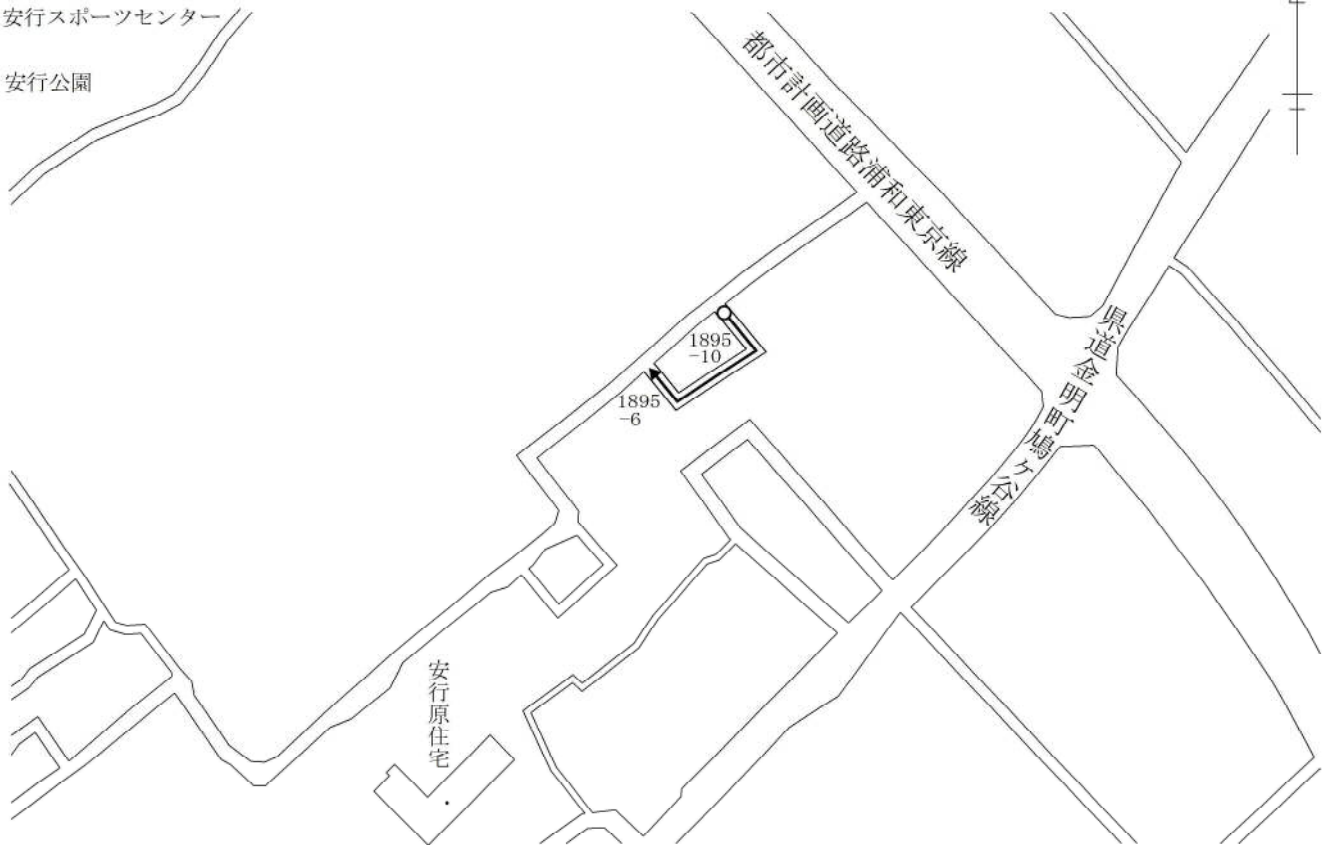
記

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
安 行 第338-3号線	大字安行領家字原下1895番10地先	大字安行領家字原下1895番6地先		5.0	79.0

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

認 定 路 線 位 置 概 図



議案第146号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
戸 塚 第164号線	大字差間字立野橋前49番地先	大字源左衛門新田字東野57番3地先		0.9	99.9

令和6年9月3日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

廃止路線位置概図



議案第 1 4 7 号

令和 5 年度川口市一般会計及び各種特別会計決算認定について

令和 5 年度下記各会計決算を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

令和 5 年度川口市一般会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口市立看護学校事業特別会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口駅西口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口駅東口地下公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算書

令和 5 年度川口都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 148 号

令和 5 年度川口市水道事業会計決算認定について

令和 5 年度川口市水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 29 号）第 30 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 149 号

令和 5 年度川口市下水道事業会計決算認定について

令和 5 年度川口市下水道事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 150 号

令和 5 年度川口市病院事業会計決算認定について

令和 5 年度川口市病院事業会計決算を、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 29 号）第 30 条第 4 項の規定により別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

議案第 151 号

川口市教育委員会委員の任命同意について

川口市教育委員会委員に次の者を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

記

千 葉 彩 香 49 歳 川口市在住

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 千 葉 彩 香

年 齢 49 歳

現 住 所 川口市在住

平成 31 年 4 月 学校法人嶋根学園理事

川口しらぎく幼稚園園長

令和 4 年 4 月 西上尾しらぎく幼稚園園長

令和 4 年 8 月 川口市立生涯学習プラザ審議委員

令和 5 年 4 月 認定こども園西上尾しらぎく幼稚園園長

議案第 152 号

川口市公平委員会委員の選任同意について

川口市公平委員会委員に次の者を選任するため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を求める。

記

植 木 竜 太 41 歳 川口市在住

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 植 木 竜 太

年 齢 41 歳

現 住 所 川口市在住

平成 25 年 12 月 弁護士登録（埼玉弁護士会所属）

平成 30 年 8 月 川口市同和対策審議会委員

平成 31 年 4 月 川口市開発審査会委員

令和 4 年 1 月 川口市固定資産評価審査委員会委員

議案第 1 5 3 号

川口市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

川口市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任するため、地方税法（昭和 25 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により同意を求める。

記

花 村 奈生子 5 2 歳 川口市在住

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 花 村 奈生子

年 齢 5 2 歳

現 住 所 川口市在住

平成 2 3 年 6 月 行政書士登録（埼玉県行政書士会所属）

令和 5 年 5 月 埼玉県行政書士会川口支部理事

令和 5 年 1 0 月 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター埼玉県支部
総務部長

議案第 154 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

記

落 合 和 弘 64 歳 川口市在住

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 落 合 和 弘

年 齢 64 歳

現 住 所 川口市在住

平成 31 年 1 月 人権擁護委員

令和 4 年 1 月 人権擁護委員

令和 5 年 7 月 鳩ヶ谷ロータリークラブ会長

議案第 155 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

記

矢 作 雅 美 71 歳 川口市在住

令和 6 年 9 月 3 日提出

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

経 歴 書

氏 名 矢 作 雅 美

年 齢 71 歳

現 住 所 川口市在住

平成 21 年 5 月 保護司

平成 25 年 1 月 人権擁護委員

平成 28 年 1 月 人権擁護委員

平成 31 年 1 月 人権擁護委員

令和 4 年 1 月 人権擁護委員

令和 4 年 4 月 川口市人権教育推進協議会会長